

株主の皆さま
お客さまの皆さま

株式会社SFCGの民事再生手続開始申立てについて

本日、株式会社SFCGは、東京地方裁判所に対して、民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てを行ったという事実を公表しており、負債総額につきましては、3,380億4,000万円と報じられております。当行におきましても一部、株式会社SFCGとの取引を行っておりますので、現時点における影響についてご報告申し上げます。

まず、負債総額3,380億4,000万円に関しましては、当行は株式会社SFCGに対して、直接貸し出したことがございません。したがって、直接的な貸出債権の毀損はございません。

その一方、当行は、株式会社SFCGの子会社に対して、約10億円程度の貸出残高を保有しております。ただし、当該企業は、現時点において、従来どおり営業を続けているほか、有価証券や不動産等の担保により十二分にカバーされておりますので、当行の債権が毀損する可能性は極めて低いとみられます。

また、当行の平成20年度第3四半期累計期間における経常利益は28億9,700万円に達しており、万が一、当該貸出の一部が毀損した場合であっても、経営に与える影響は小さいものと思料されます。

なお、当行は、マーケティングコストやセールスコストを要しない優良顧客の獲得手段として、株式会社SFCGから保証を取り付けた上で、中小企業や個人事業主に対する同社の貸出債権を買い取っております。

ただし、当行が買い取った貸出債権は、長期延滞等の問題のない優良債権のみであり、当該債権における直近時点でのデフォルト率は1%を下回っております。また、当行は、株式会社SFCGのデフォルトリスクに備えるため、保証債務に対する担保を徴求しており、保全の水準は保証債務全体の7割程度に相当いたします。

当行としましては、このような形で盤石な保全措置を講じていると認識しておりますが、それでも毀損が発生するという最悪のケースに備えて、本年1月に第三者の保証会社と当該貸出債権に関する再保証契約を締結しております。したがって、株式会社SFCGからの買取債権に関しましても、株式会社SFCGの民事再生手続開始の申し立てが大きな影響を与えることはございません。

上記のとおり、当行は万全の保全態勢を敷いておりますので、株式会社SFCGの民事再生手続開始の申立てによる当行の業績への影響は軽微と考えられます。株主・預金者の皆さまにおかれましては、ご心配なく、従来通りのご支援をいただけますと幸いです。

本件についてのお問い合わせ先

日本振興銀行株式会社 : 〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-7 日本振興ビル
: 電話 03-5217-5431
経営管理室: 山 口